



第 2 編

基本構想

第1章 行田市の将来像

1 将来都市像

市民にとってもまちを訪れる人にとっても魅力のあるまちの実現に向けて、本計画で目指す将来都市像を次のとおり定めます。

いにしえと未来を紡ぐ

誇れるまち ぎょうだ

埼玉県名発祥の地である行田市は、古代から続く悠久の時の流れとともに、豊かな自然と輝かしい歴史、薫り高い文化を育んできました。こうした、先人から受け継いだまちの資産を再認識しながらも、従来の考え方や手法にとらわれることなく、新たな時代の流れを積極的に捉えたまちづくりを展開し、市民が誇れるまちを目指します。

2 基本理念

将来都市像「いにしえと未来を紡ぐ 誇れるまち ぎょうだ」の実現に向けて、市民会議などにおける市民からの提言も踏まえ、まちづくりの基本理念を次のとおり定めます。

人の絆 地域之力 まちの賑わい

人の絆

人口減少や少子高齢化が進む中、幅広い世代の「人の絆」を大切にしたまちづくりを進めます。

地域之力

人と人の絆が集まると、それが「地域之力」となります。それぞれの地域が個性を磨き、魅力を高めるまちづくりを進めます。

まちの賑わい

地域之力が集まると、「まちの賑わい」に繋がります。地域の人や資源、文化などが行き交う、賑わいあるまちづくりを進めます。

第2章 まちづくりのフレーム

1 将来人口

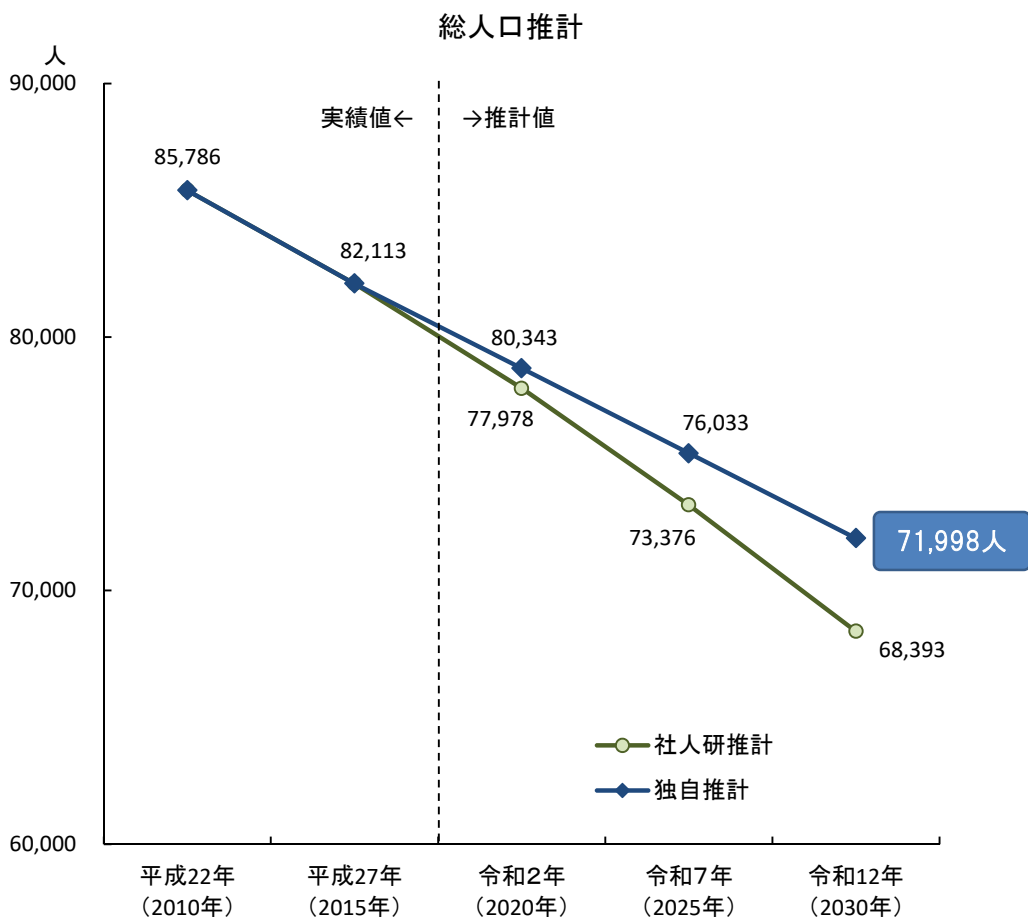
国立社会保障・人口問題研究所(以下「社人研」という。)の最新の推計では、本市の令和12年(2030年)の人口は、直近の国勢調査である平成27年(2015年)と比較して約83.3%の68,393人になると推計されています。

しかしながら、急激な人口減少や高齢化は、まちの活力低下にも繋がることから、本計画に位置付けた様々な施策を推進することにより、人口減少の割合を緩和し、令和12年に72,000人の人口を維持することを目指します。この目標値は、平成27年(2015年)に策定した「行田市人口ビジョン」における独自推計と同様の仮定値と、直近の国勢調査である平成27年国勢調査の実績値を使用して再推計した結果の数値である71,998人から設定しています。

現在の人口 80,341人
[住民基本台帳人口(令和2年10月1日現在)]

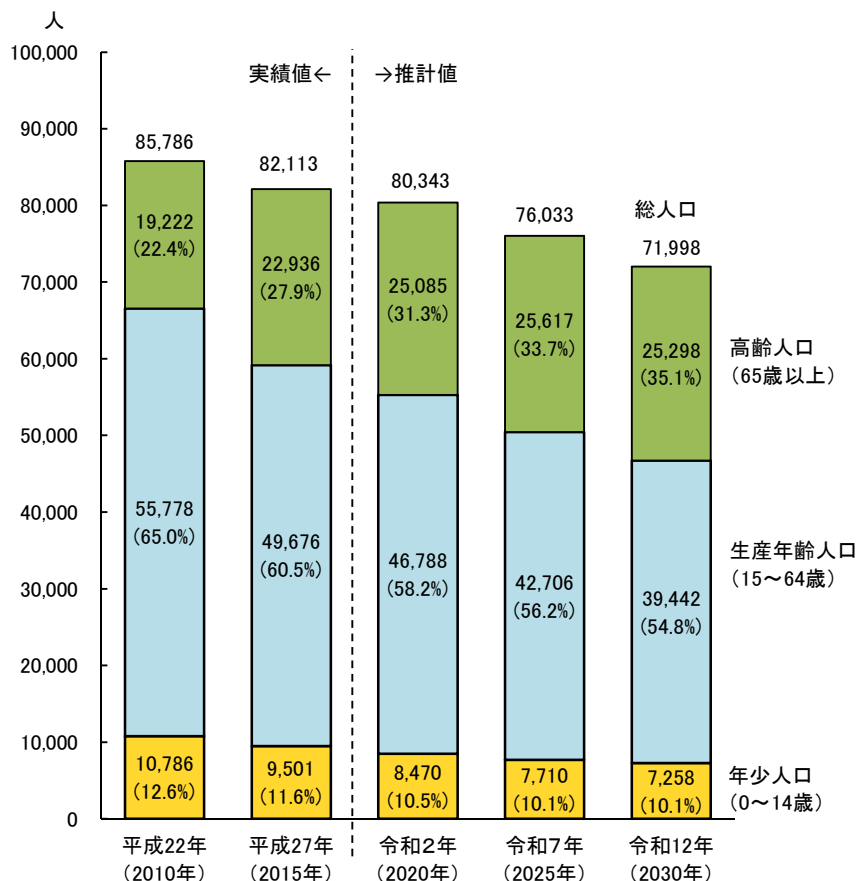
↓

令和12年(2030年)目標人口 72,000人



資料:実績値は国勢調査、推計値は「人口推計の考え方」参照

年齢3区分別人口推計



()内は構成比

資料:実績値は国勢調査、推計値は「人口推計の考え方」参照

人口推計の考え方

【国立社会保障・人口問題研究所推計】

- 社会動態については、平成22年(2010年)から平成27年(2015年)の移動率そのまま続くものと仮定しています。
- 自然動態については、全国の子ども女性比と本市の子ども女性比との相対的較差(比)から設定した仮定値が、そのまま続くものと仮定しています。

【行田市人口ビジョンに準じた独自推計】

- 社会動態については、「令和3年(2021年)～令和7年(2025年)」の期間では社人研移動率の2/3に改善し、「令和7年(2025年)～令和12年(2030年)」の期間では社人研移動率の1/3に改善すると仮定します。
- 自然動態については、合計特殊出生率が5年間ごとに0.1上昇すると仮定します。

2 土地利用

(1) 土地利用の基本方針

今後のまちづくりにおいては、将来人口フレームに沿った集約・連携型都市構造*の実現に向けて、都市全体の土地利用を、総合的・一体的観点から進めていくこととします。

(2) 現状の土地利用に基づくゾーン設定

①住宅ゾーン

既存の住宅地を中心に、快適な住環境を維持しながら、それぞれの用途地域にふさわしい、秩序ある市街地の形成を図ります。

②商業ゾーン

都市拠点として、都市機能の強化や充実を図ります。

③工業ゾーン

地区計画による規制と誘導により、周辺環境との調和に配慮した生産活動の促進を図ります。

④集落・田園ゾーン

優良農地の保全に努めるとともに、市街化調整区域における住宅建築については、集落内への誘導を図ります。

(3) 構想に基づくゾーン設定

①幹線道路沿道土地利用検討ゾーン

広域幹線道路沿道の交通利便性を活かした沿道サービス施設などを誘導するため、土地利用の見直しを検討します。

②産業系土地利用検討ゾーン

将来の上尾道路開通効果等を見据えた企業立地ニーズに対応できるよう、産業系土地利用を検討します。

③交流拠点検討ゾーン

市民と観光客の交流や、市内に点在する様々な地域資源への回遊性向上を目的とした、交流拠点の整備を検討します。

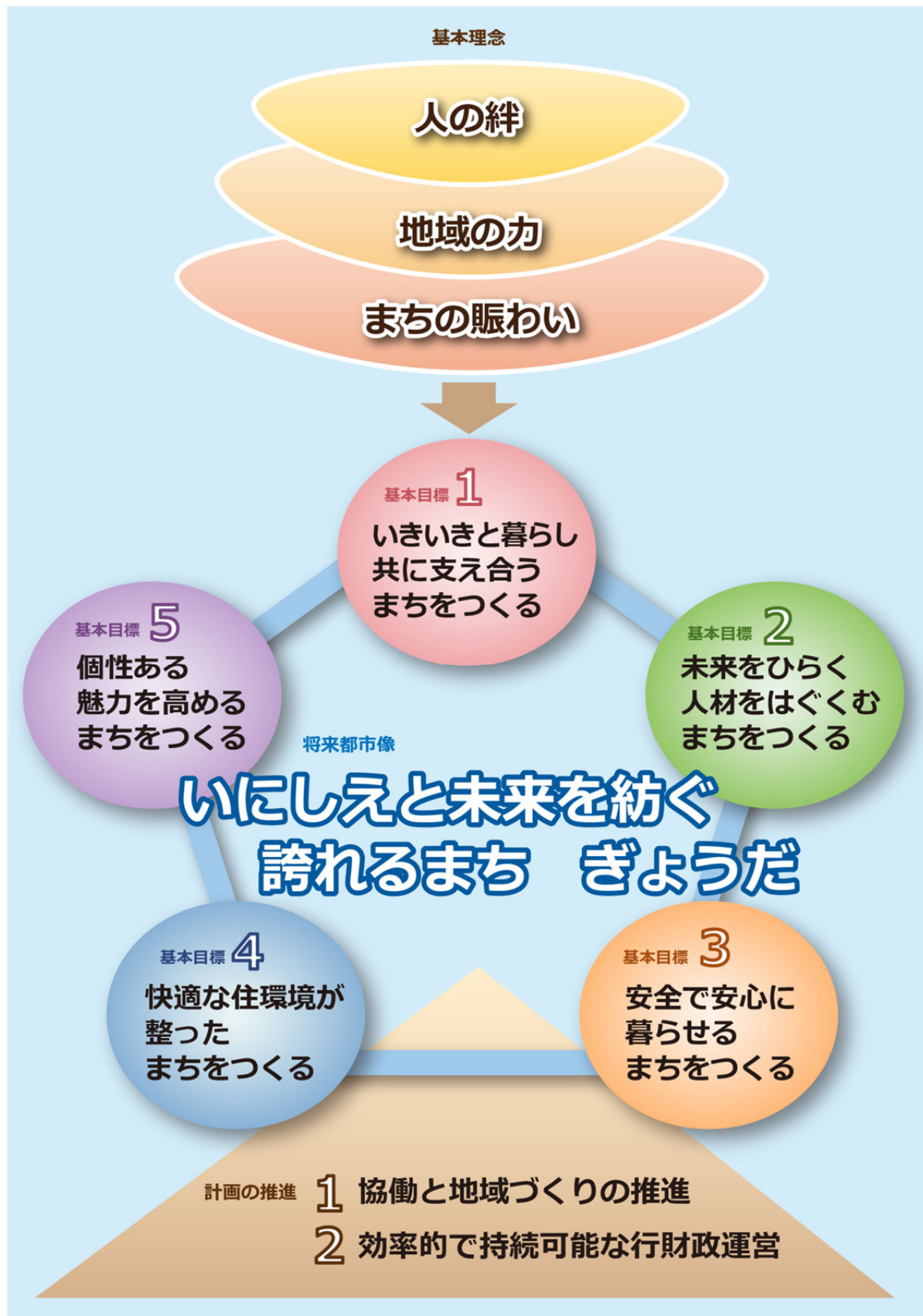
集約・連携型都市構造／必要な都市機能を中心市街地などの拠点に集約し、これらの拠点と各地域を道路や公共交通ネットワークで連携する都市構造。

土地利用構想図



第3章 施策の大綱

将来像「いにしえと未来を紡ぐ 誇れるまち ぎょうだ」の実現に向けて、次の5つの基本目標を設定します。



基本目標1 いきいきと暮らし共に支え合うまちをつくる

市民が健やかで元気に暮らせるよう、福祉サービスの更なる充実を図り、いつまでも健康で生きがいのある生活を送ることができるまちを実現します

(1) 健康に暮らせるまち

市民一人ひとりが健康の大切さを自覚し、生涯健康でいられるよう、市民の健康づくり活動の支援や予防医療の充実とともに、地域医療体制の充実を図ります。

また、すべての人が安心して生活を送ることができるよう、生活困窮者への自立支援や社会保障制度への理解促進と、制度の適正な運用を図ります。

(2) みんなで支え合うまち

住み慣れた家庭や地域において誰もが安心して自立した暮らしができるよう、地域での支え合い・助け合いの輪を広げます。また、高齢者や障がい者など、すべての市民が心身の健康を維持しながら地域で自立した生活が送れるよう、福祉の充実を図ります。

(3) 高齢者が活躍できるまち

高齢者がいつまでも健康でいきいきと暮らすことはもちろん、これまで培ってきた知識・経験などを仕事や地域で活かせるよう、社会参加や就労の促進に努めます。

基本目標 2 未来をひらく人材をはぐくむまちをつくる

安心して子どもを産み、育てられる環境を整えるとともに、時代を切り拓く人材を育てます。また、市民が生涯にわたり自らの能力を発揮できる環境づくりに取り組み、すべての市民がいきいきと暮らせるまちを実現します

(1) 安心して子育てができるまち

子どもを安心して産み育てることができるよう、子育てしやすい環境を整備するとともに、地域全体で子どもたちの成長を支えます。

また、幼児教育・保育環境の充実など、多様なサービスにより子育て世代への支援を充実します。

(2) 生きる力のある子どもをはぐくむまち

小中一貫教育を推進することで、確かな学力とともに、豊かな人間性や心身の健康づくりといった生きる力の育成に努めます。

また、学校、家庭、地域が連携して子どもの健全育成を推進することで、社会全体の教育力の向上を図るとともに、いじめ・不登校対策や心の教育に取り組みます。

(3) 学びとスポーツにあふれたまち

市民が生涯にわたり学び、その成果を活かすことのできる機会の充実を図ります。また、多様化する学習ニーズに応えるため、高等教育機関などとの連携に取り組みます。

加えて、スポーツ・レクリエーションに対する市民ニーズの多様化に対応し、スポーツ教室の拡充やスポーツ団体への活動支援、指導者の育成などを図ります。

(4) 歴史と文化を大切にするまち

行田ならではの歴史的資源や伝統文化を後世に引き継ぎ、市民の理解を深めるとともに、その成果を活かしたまちづくりを推進します。

また、文化芸術活動への支援や、市民が文化芸術に触れる機会の充実を図ります。

(5) 人権を尊重し平和を願うまち

偏見や差別のない、市民一人ひとりの人権が尊重されたまちを目指して、人権教育や啓発を通じた人権意識の醸成に取り組みます。

また、講演会やイベントなどを通じて、市民の平和意識の醸成を図ります。

基本目標3 安全で安心して暮らせるまちをつくる

災害時における危機管理機能の充実や、防犯、交通安全など生活の安全が確保され、市民が安全で安心して暮らせるまちを実現します

(1) 災害に強いまち

市民の防災意識の向上や知識の習得を促進するとともに、地域における自主的な防災活動への取組みを支援し、地域防災力の強化に努めます。

また、緊急情報の迅速な伝達など、災害発生時における対応力の強化とともに、速やかに対応できる体制整備や避難所運営の充実を図ります。

(2) 消防・救急体制が整ったまち

災害の複雑・多様化に対応した消防の組織強化・資機材の整備に努め、あらゆる事案に対応できる消防・救急・救助体制の充実を図ります。

また、家庭や地域で防災意識を高めるとともに、消防団を中心に地域における消防力の強化を図ります。

(3) 安全に生活できるまち

防犯・交通安全・消費生活など市民が安心して生活できるよう、警察をはじめとした様々な団体や地域との連携を図り、犯罪や交通事故、消費者トラブルのないまちづくりを進めます。

基本目標 4 快適な住環境が整ったまちをつくる

行田らしい景観づくりを進め、まちの魅力や価値を高めるとともに、快適に暮らせる住環境や便利に移動できる道路・交通ネットワークのあるまちを実現します

(1) 地域特性を活かした魅力あるまち

中心市街地の賑わい創出や回遊性向上に向けて、歴史や地域性を活かした行田らしい景観まちづくりに取り組みます。

また、まちの顔となる中心市街地に都市機能が集約された、集約・連携型のまちづくりを推進します。

(2) 住環境が整った暮らしやすいまち

公園や緑地の適切な維持管理に努めるとともに、管理不全な空き家の所有者に対して必要な措置を講じるなど、快適な住環境を維持します。

水道事業については、引き続き健全経営に努めるとともに、施設の整備更新などにより、安全な水の供給に努めます。

(3) だれもが便利に移動できるまち

都市の骨格を形成する幹線道路の整備を進め、市内外の交流を促進するとともに、生活道路や歩道の整備など、便利で安全な道路環境づくりを推進します。

また、日常生活に必要な交通手段の確保に向けて、事業者と連携した公共交通ネットワークの維持を図ります。

(4) 自然と共生するまち

市民や事業者と協働で環境保全活動に取り組み、緑豊かな自然環境を保全するとともに、計画的な公共下水道整備等により、良好な生活環境の確保を図ります。

また、引き続き4R*の推進などによるごみの減量に取り組み、低炭素社会*や資源循環型社会の形成を図ります。

4R／リフューズ (Refuse・断る)、リデュース (Reduce・少なくする)、リユース (Reuse・再使用する)、リサイクル (Recycle・再生利用) するの4つの総称。

低炭素社会／二酸化炭素排出の少ない社会のこと。地球温暖化の原因である温室効果ガスのうち、割合を多く占める二酸化炭素の排出を抑え、気候変動の安定化をめざした社会。

基本目標5 個性ある魅力を高めるまちをつくる

自然や歴史・文化などの地域資源を核に、訪れたいまちの賑わいの創出、地域産業の活性化など、市民、事業者、関係機関とともに、魅力あるまちを実現します

(1) 地域の魅力にあふれたまち

観光客の更なる増加と満足度向上を図るため、観光資源の発掘や磨き上げを行うとともに、情報発信力を強化します。

また、観光施策の推進にあたっては、官民が連携した推進体制により、地域が一体となってまちの賑わい創出を目指します。

(2) 地域産業が盛んなまち

既存の企業が今後も市内で円滑に事業活動が行えるよう、経営安定化の支援に努めるとともに、地場産業の育成や支援体制の強化を図ります。

また、企業誘致や起業・創業支援などにより、雇用確保に取り組めます。

(3) 安全・安心な農産物を供給できるまち

担い手の確保・育成や生産基盤の整備とともに、集約化を図り、農産物の安定的な生産を図ります。

また、地産地消やブランド化など、付加価値の高い農産物の生産や販路拡大を支援するとともに、農業体験機会の充実などによる交流促進など、特色ある農業を推進します。

第4章 施策の推進

今後、人口減少や高齢化がかつてないスピードで進むことなどで引き起こされる様々な社会課題を解決するためには、行政だけでなく、多様な関係者と連携して取り組む必要があります。また、人口減少に伴い税収減が予測される中で、激甚化する自然災害や、高度経済成長期に整備した社会インフラの老朽化等に対応していくことは、本市の行財政運営に大きく影響を及ぼすことが予測されます。

このような状況の中で、第3章で設定した5つの基本目標に基づくまちづくりを推進するためには、以下の2つの視点に基づいて進めていく必要があります。

また、平成27年(2015年)に国連で採択された17の目標と169のターゲットからなる「SDGs」の理念は、これまで本市が取り組んできた「持続可能なまちづくり」と方向性を同じくするものです。今後も引き続き、「誰一人取り残さない」というSDGsの理念や、目指す方向性を広く共有しながら、計画に位置付けた施策を着実に実施していくことで、第1章で掲げた将来都市像の実現を目指します。

(1) 協働と地域づくりの推進

市民と行政の協働によるまちづくりを進めるため、広く情報の共有化を図るとともに、それぞれの果たすべき役割と責任を自覚し、地域づくりやコミュニティ活動など地域のつながりを大切に協働を進めます。

また、年齢や性別、障がいの有無などに関わりなく、誰もが活躍できる環境づくりに取り組みます。

(2) 効率的で持続可能な行財政運営

税収の減少などにより、今後も厳しい財政状況が予想される中、情報通信技術(ICT)の活用による業務の効率化や自主財源確保などの行財政改革に取り組むことで、効率的な行財政運営を推進します。